

地域金融機関のサービス活用の視点 事業再生のスピードが大きな付加価値になる

金融庁が昨年行った「サービスサーに債権譲渡された企業へのアンケート調査」によると、事業再生を目指す企業から、金融機関によるサービスへの債権譲渡や債権を譲り受けたサービスサーの対応を評価する回答が目立った。サービスサーを活用した事業再生は、企業の債務削減において柔軟な対応が可能なことのみならず、金融機関と企業との関係を強化する手段にもなる。

金融庁
地域金融企画室長

日下 智晴



企業から好評価

金融庁は昨年、全国サービスサー協会に加盟するサービスサーに依頼して、各社が債権者となっている企業——すなわち各社が金融機関から債権を譲り受けている企業——に対してアンケート調査を行った。回答のあった企業183社（回収率40%）のうち、再生を目指している企業の回答を集計したところ、金融

機関によるサービスサーへの債権譲渡などを評価する回答が目立った（図表1）。

それらの企業がメインバンクから受けた支援を訊ねたところ、貸出条件の変更のみならず、事業再生計画の策定支援や外部専門家、支援機関の紹介など、多様な支援を受けていた（図表2）。結果的に当該企業向け債権はサービスサーへ譲渡されているのだが、その過程で顧客のニーズに寄り添い、損失を計上し

てまで再生を支援することは、当然のことながら企業から高く評価されるのだ。

債権放棄や債権譲渡等による融資先企業への金融支援については、企業のモラルハザードや地元でのレピュテーション等の理由から、地域金融機関には消極的な意見も根強い。そのような地域金融機関の場合、再生を目指す企業への支援はおもに長期にわたるリスケジュールであり、時間をかけて徐々に債務を

削減していくことになる。これは「リレインシュアランスプログラム」を策定した2003年ごろには主流の考え方であり、主要行が「金融再生プログラム」で外科的な手法も用いて不良債権処理を進めたこととは一線を画し、融資先の中小企業への影響を考えて内科的な対処を指向するものである。

その方法は、金融業界をあげて不良債権処理を進める入口に

CVA新規制を巡る 想定外の導入インパクト

バーゼル銀行監督委員会で、CVAリスクの枠組みを見直す議論が佳境を迎えている。バーゼルⅢの最終化作業が合意に至った場合、国際基準は19年末までに対応を迫られることになる。精緻な計測手法のために必要な数百億円のシステム投資が困難な地銀では、リスクアセットの増加につながる懸念がある。また、日本では、CVA評価に関する会計上の取扱いの見直しも進んでおり、メガバンクでは1行当たり1000億円の減益要因になるとも指摘されている。

19年末までに 新規制を導入予定

CVA (Credit Value Adjustment) とは、デリバティブ取引に関する取引相手方 (カウンターパーティー) の信用リスクの変化に伴いエクスポージャー額を調整する枠組みであり、現行の自己資本比率規制でも、その価額変動リスクである「CVAリスク」は資本賦課の対象となっている。CVAリスクの計測手法には、標準的手法と先進的手法があり、邦銀の国際基準行すべてが簡便な計測方法である標準的手法により資本賦課を算出してきた。

ただし、現在のCVAリスクの捕捉は、日々変動するマーケットリスクを考慮するものにはなっていない。バーゼル委は2015年7月と16年3月に、CVAリスクの捕捉を見直す市中協議案を発表。そこでは、

非清算集中型の店頭デリバティブ取引において、リアルタイムに変動する取引相手の信用リスクを加味した時価変動のCVAリスクを資本賦課に反映することを求めている。最終化作業が今年にズレ込んでいるバーゼルⅢの見直しが合意に至れば、国際基準行には19年末までに新規制が導入される。

準備を進めるメガバンク

メガバンクでは、新たなCVAリスクの捕捉に向けた準備が進んでいる。みずほ銀行は17年4月、邦銀で初めてCVA室を設置した。CVAリスクを時価ベースで算出するには膨大な計算が必要となるが、みずほ第一フィナンシャルテクノロジーの協力を得て、すでに「一定レベルで試算できることを確認した」(竹田一幸市場開発部次長)。さらに、「新たな規制のもとで適正に

リスク管理を行いつつ収益を確保できるか、シミュレーションを行っている」(笠井直樹CVA室長) という。

三井住友銀行も17年3月、新規制の導入に備えて「デリバティブ信用リスク計測システム」を構築していることを明らかにしている。IBMのパブリッククラウドを活用することで、必要なときに必要なだけ、CVAリスクの計測に不可欠な計算リソースを柔軟に確保することが可能になる。自社システム利用時と比べ、「5年間の償却期間のトータルコストで考えると数億円レベルのコストを削減できる」(システム統括部) という。足もとではシステム開発が佳境に入っており、業務での使用開始は「18年上期を予定している」(同)。

現在の市中協議案のまま新規制が導入された場合、CVAリスクの計測手法は新たな標準的手法か、さらに簡便な基礎的手法を選択することになる。新標準的手法は、CVAに関する専門部署を設けることやCVAを市場価格に基づいて計算し、最低月1回デフォルト確率を計算することが求められる。その代わりに、基礎的手法と比べて資本賦課が軽減されるインセンティブが与えられている。

メガバンクは「すべて新標準的手法に移行する」(関係者) とみられる。実際、みずほ銀行は「基礎的手法に移行するとリスクアセットが増えてしまう。新標準的手法を目指すことで、いまと同程度かそれ以下

銀行は取締役会評価を どう深化させればよいか

評価・開示で参考になる王将フードサービスの積極対応

コーポレートガバナンス・コード（以下、「CGコード」）において要請される取締役会全体の実効性についての分析・評価（以下、「取締役会評価」）は、まだ確立された方法論もなく、企業が頭を悩ませているところである。本稿では、銀行のあるべき取締役会評価について、筆者が社外取締役として実際に関与した王将フードサービスにおける取組みを交えながら解説する。

三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之



「実施」より「説明」の割合が高い

CGコードの補充原則4-11

③においては、「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価など

も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである」とされている。

「毎年行うこと」「各取締役の自己評価なども参考にする」と「取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこと」

「取締役会評価の結果の概要を開示すること」が求められている。

東京証券取引所の本則市場（東証1部・2部）に上場する会社は「補充原則」についてもこれを実施することが求められる。CGコードの諸原則について

では、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法が採られている。東京証券取引所が東証1部・2部の上場会社（1858社）のコーポ

レートガバナンス報告書（20